

# 令和7・8・9・10・11年度江津湖流量観測業務 仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条 適用の範囲

本仕様書は、「令和7・8・9・10・11年度江津湖流量観測業務」（以下本業務）に適用する。

### 第2条 参考資料及び注意事項

1. 本業務の履行にあたっては、契約書並びに本仕様書によるほか「国土交通省公共測量作業規程」、「国土交通省公共測量作業規程解説と運用」、「測量業務共通仕様書」、「水文観測」、「河川砂防技術基準調査編」及び監督職員の指示によるものとする。
2. 受注者は最上級の技術を動員して正確・丁寧な業務を行い、成果は所定の条件を満足するものでなければならない。
3. 本仕様書及び添付資料は、業務に必要な諸元及び資料のうち、主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、業務上必要と認められるものについては責任を持って充足しなければならない。

### 第3条 業務上の疑義

業務上において不明な点または疑義を生じた場合は監督職員の指示を受けるものとし、その時期を失して貴重なデータが欠測することがないように注意しなければならない。

### 第4条 機密の厳守

受注者は業務に関するすべての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

### 第5条 成果品及び報告書の完了

業務が完了した場合は、業務完了届・成果物引渡申出書・成果品納品書とともに監督職員の審査を受け、必要があるときは所定の訂正又は修正を行った後、速やかに対処し再審査の合格をもって完了とする。

## 第2章 業務内容

### 第6条 本業務の目的

本業務は、江津湖周辺9地点において低水流量観測を行い、熊本地域の全国に類を見ない豊かな水資源（地下水）の有効活用を検討するための基礎資料とするものである。

### 第7条 業務計画

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握したうえ、業務実施にあたっての業務方針、作業スケジュールを検討し業務計画書を立案作成するものとする。なお、本業務を実施するにあたり、観測地点の状況等を把握するため、事前に現地調査を実施するものとする。

### 第8条 打ち合わせ協議

業務の遂行にあたり、原則として業務着手時1回、各年度業務完了時5回の合計6回、打ち合わせを行うものとし、着手時、各年度業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

## 第 9条 資料収集整理

流量観測は、データの持続性を重要視するために過去の観測方法を参考にする必要がある。そのため過去の観測方法を記した報告書等を収集する。

## 第10条 低水流量観測

1. 観測地点と回数については、図－1及び表－1の通りとする。
2. 観測地点  
観測地点は精度の維持を図るため、過去に行われている箇所とし、監督職員の指示に従う。また、従来の観測地点が何らかの理由により観測できない状態となっている場合は、監督職員と協議の上、適地を決定する。
3. 低水流量観測は、原則として毎月1回、同一日に観測を行うものとする。
4. 流速適用範囲内の公的機関の検定を受けた可搬型の流速計を使用すること。この他観測に必要な機材・器具の準備を図ること。
5. 流量観測後、水文観測業務規程関係集「流量観測野帳（一般）様式2の1・2の2」に従い、現場において流量換算を行うこと。
6. 計算は観測後直ちに行い、観測値に異常がある場合はその原因を究明するとともに、速やかに再測し、データの精度向上に努めること。
7. 観測野帳の記入事項はもれなく記入し、観測値は観測流量表に観測地点毎にまとめるものとする。
8. 観測地点の全景写真及び観測中の写真を撮影し、写真管理に努めるものとする。
9. 観測地点において、前回観測から状況に変化があった場合、状況の変化について調査し、変化内容についてメールで監督職員に報告すること。

## 第11条 低水流量観測内業

1. 低水流量観測内業の範囲は、①観測野帳の計算、②精度管理図の作成、③観測流量表の作成等とする。
2. 精度管理図の作成  
観測流量管理図（水位と観測流量の関係及び精度）を作成すること。
3. 観測流量表の作成  
日平均湧水量を計算した表を作成すること。

## 第12条 貸与資料

業務に必要と認められる物品及び資料については貸与するが、受注者は責任をもってこれを保管し、破損・汚損・滅失等のないように管理取扱に十分留意し、本業務完了後は速やかに返却すること。

## 第13条 成果品

1. 提出する成果品は、次のとおりとする。

①報告書電子媒体（CD-R）	・・・2部（正副）
②流量観測野帳	・・・1式
③その他監督職員が指示するもの	・・・1式
2. 成果品の瑕疵  
業務完了後であっても成果品に瑕疵が発見された場合は、監督職員の指示に従い速やかに訂正・補足等を行うこと。また、これに要する費用は全て受注者の負担とする。
3. 成果品の帰属  
本業務で得られた成果品等についての著作権は「公益財団法人くまもと地下水財団」に帰属するものとする。また受注者は監督職員の許可なく転用及び使用してはならない。

## 第14条 納 期

各年度3月末日までとする。

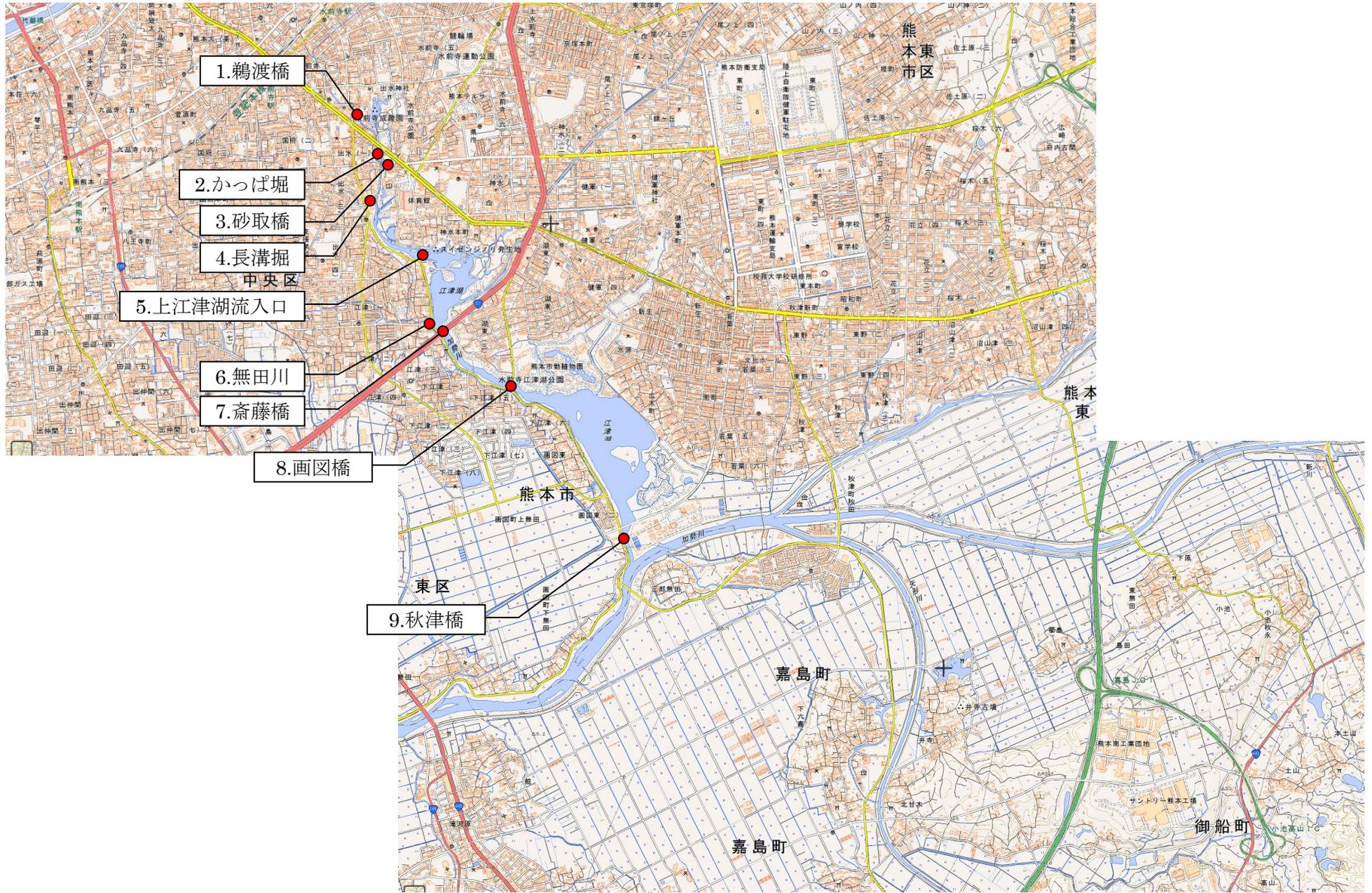


図-1 低水流量観測箇所位置図

表－1 低水流量観測箇所一覧表

番号	地点名	水面幅 (m)	観測方法	備 考
1	鵜渡橋	5.0	徒歩	12回／年 (1回／月)
2	かっぱ堀	1.0	徒歩	
3	砂取橋	1.0	徒歩	
4	長溝堀	1.0	徒歩	
5	上江津湖流入口	70.0	舟	
6	無田川	1.0	徒歩	
7	斎藤橋	30.0	舟	
8	画図橋	30.0	舟	
9	秋津橋	30.0	舟	